

平成21年3月

逗子市教育委員会定例会

平成21年3月26日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成20年3月26日逗子市教育委員会3月定例会を逗子市役所5階第5会議室に招集した。

出席者

委 員 長	村 松 邦 彦
教 育 委 員	五十嵐 樹
教 育 委 員	竹 村 史 朗
教 育 委 員	山 西 優 二
教 育 長	村 上 裕
教 育 部 長	柏 村 淳
教 育 部 次 長	武 藤 正 廣
青少年会館長事務取扱	
教育部参事(文化・観光担当)	福 田 隆 男
市民交流センター長事務取扱	
教 育 総 務 課 長	館 兼 好
庶務係長事務取扱	
学 校 教 育 課 主 幹 (学務担当)	永 田 寛 夫
学 校 教 育 課 主 幹	服 部 純 子
生 涯 学 習 課 長	山 田 茂 樹
生 涯 学 習 課 主 幹 (文化財保護担当)	竹 内 敏 春
体 育 課 長	
兼 体 育 館 長	岩 崎 優
教 育 研 究 所 長	高 館 正 明
沼 間 公 民 館 長	大 久 保 博

図 書 館 長 草 柳 庄 一

事務局

教育総務課課長補佐 永 島 重 昭

教育総務課主任 佐 藤 多佳子

開会時刻 午前10時02分

閉会時刻 午前11時10分

会議録署名委員決定 五十嵐委員、山西委員

村松委員長

おはようございます。会議に先立ち、傍聴の皆さんにお願いいたします。傍聴に際しては、入り口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されましたときには退場いただく場合がありますので、御了承ください。

村松委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年逗子市教育委員会3月定例会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は五十嵐委員、山西委員にお願いいたします。

それでは、これより会議日程に入ります。

日程第1「1月定例会会議録の承認について」

村松委員長

日程第1「1月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと思います。

会議録に何か御異議はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、御異議がないようですので、1月定例会会議録は承認いたします。

山西委員、竹村委員には会議録に御署名ください。

日程第2「2月定例会会議録の承認について」

村松委員長

日程第2「2月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと思います。

特に訂正等、御異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声多数)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、2月定例会会議録は承認いたします。

竹村委員、五十嵐委員は会議録に御署名ください。

日程第3「教育長報告事項について」

村松委員長

次に、日程第3「教育長報告事項について」を議題といたします。

教育長から報告をお願いいたします。

村上教育長

では、報告いたします。座ってさせていただきます。教育長報告をいたします。会議報告はございません。

初めに、3月10日、19日、それぞれ今年度の公立小・中学校、小学校462名、中学校355名の卒業生が卒業式で巣立っていきました。当日、小・中学校の卒業への出席並びに告示をお届けいただきましたことをお礼申し上げます。在校生につきましては、昨日、学校の学年末の修了式が無事終了しております。来年度につきましては、始業式・入学式が4月6日となっております。

さて、20年度末に当たりまして、今年度を振り返ってみますと、1つは平成19年度からの本市の学校教育の機軸として取り組んでまいりました学校教育総合プランの2年目が終わります。このプランは、本市の児童・生徒の生きる力を培うため、教育課題を重点化し整理したもので、3年間で一つ一つの教育の柱に沿って、各学校はそれぞれの児童・生徒の、及び地域実態をかんがみ、教育活動を工夫して実施していくものです。本年度、各学校の取り組みにつきまして感じるごとといたしましては、日ごろの授業研究を見たり、校内研究、市の委託研究の内容、それからそれに伴う研究等を知るに至りましては、昨年に増して研究・研修に大変先生方の意欲を感じ、授業に対する深化した取り組みを展開していることを感じます。今日、社会の急激な変化と表現するより、もっと差し迫って、子供たちの家庭を巻き込む社会の変化の重層化ということが起きている気がいたします。このような中でこそ、一人ひとりの児童・生徒の生きる力の育成と、このプランの実践が結びつくような取り組みを展開する来年度とするよう、学校を支援してまいりたいと考えております。

2つ目は、来年度、改定学習指導要領の先行実施の年となります。つきまして、本年度は国・県からの説明会と、学校における学習指導要領に対する共通理解を深めていく年であったと感じます。先生方一人ひとり、それぞれの教科及び学校の役割で研修を受けております。また来年以降も理解への徹底を図り、再来年教科書採択・決定し、その上での指導と続いて

いくこととなります。学校現場では、平成18年度から徐々に配置されてまいりました総括教諭の導入に伴う新しい組織への改編の成果が定着してきております。各学校の校内の組織的な動きを生かし、新学習指導要領の前倒し実施に向け、力を注いでおります。教育委員会としても来年度も最新情報の提供と、改定に伴う疑問に答えていきたいというふうに考えております。

3点目につきましては、近年の団塊の世代の大量退職に伴う新採用教員がふえております。本市教職員数はほぼ200名でございます。この5年間で65名が本市に採用されました。つきまして、単純計算しますと3名に1名は経験5年以内に採用された職員、教職員ということが言えると思います。今後、年齢差による価値観のずれ、経験による教育技術の差など、学校内での教職員の育成と、職場での一体感の構築など、教育現場での教職員をめぐる変化への対応を管理職をはじめとするベテラン教員の既に始まっている、新たな課題かと感じております。教育委員会として、このような視点からも学校の支援をしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、平成20年度はふれあいスクールが池子小学校で10月に開設されます。その結果、全小学校で事業展開が可能となったということです。文化・教育ゾーン整備事業につきましては、フェスティバルパークの完成により、平成21年度にはグランドオープンを迎える予定となっております。また、文化財関係といたしまして、国指定史跡名越切通、長柄桜山古墳群の整備調査が予定どおり進められている状況にあります。来年度につきましても、さらに充実した教育行政を目指していきたいと考えております。教育委員の皆様につきましては、1年間さまざまな角度から御指摘、御支援をいただきまして、ありがとうございます。来年もよろしく願いいたします。

私からの報告は以上ですが、引き続き部長から平成21年逗子市議会第1回定例会の概要について御報告させていただきます。

柏村教育部長

それでは、平成21年逗子市議会第1回定例会の概要につきまして御報告させていただきます。市議会第1回定例会は、2月25日から3月18日までの22日間を会期としまして開催され、今定例会の議案等審査案件は、報告2件、議案22件、陳情は閉会中継続審査案件を含め16件であり、そのうち教育委員会に係る案件について御報告いたします。

まず、2月25日の本会議におきまして、平成20年逗子市議会第4回定例会で選任同意をいただきました山西委員の紹介、あいさつ、会期の決定がなされた後、全員協議会におい

て池子米軍家族住宅に関する市長報告が行われ、その後、再び本会議が開催されまして、平成21年度施政方針及び一般会計予算、5特別会計予算の提案説明がなされました。

その後、3月3日に本会議が開催され、初めに報告第1号として、教育委員会共用車による駐車車両接触事故の示談成立に伴う損害賠償に係る専決処分、及び報告第2号として教育委員会が所管する市有地における倒木によりまして、鎌倉市所有のプレハブ倉庫の屋根を損傷させた事故の示談成立に伴う損害賠償に係る専決処分の2件について、それぞれ報告がなされた後、機構改革に伴う市民交流センターの事務室改装工事等を行うための平成20年度一般会計補正予算（第4号）について、専決処分の報告がなされ、採決の結果、賛成多数で承認されました。

次に、議案第11号として、フェスティバルパーク整備工事の市債確定に伴う財源更正を行う平成20年度一般会計補正予算（第5号）が提案され、教育民生常任委員会に付託された後、教育委員長出席のもと、平成21年度施政方針及び一般会計予算、5特別会計予算に対する代表質問及び質問に入りました。代表質問、質問は、9名の議員からなされ、そのうち教育委員会に係る代表質問及び質問は7名の議員からありました。

まず初めに、毛呂議員からは、教育委員長に対しまして、逗子の教育のあるべき姿についての所見についてと、当初予算におけるそのための措置について。また、教育長及び事務局に対しまして、少人数指導教員、小規模校派遣教員等の事業成果に対する評価の提示についてと、全国学力・学習状況調査の児童・生徒個人の結果を保護者に伝えていくことについての計4件について質問がなされました。

その他の議員からは、市長、教育長、事務局に対して質問がなされ、岡本議員からは自動体外式除細動器いわゆるAEDについての1件、高野典子議員からは教育相談コーディネーターの職務内容についての1件。翌日の3月4日には松本議員から特別支援教員充実事業の研修についてと、学校施設生ごみ処理器設置事業についての2件。長島議員からは学校支援地域本部の設置、運営についてと、中学校給食の進捗状況と21年度以降の計画についての2件。橋爪議員からは文化プラザホール及び図書館における任期付職員の人数、採用期間、仕事の内容等についての1件。関口議員からは、学校給食費の値上げの経緯と食の安全についての1件の質問がありました。答弁につきましては、事前に送付いたしております答弁書に沿って御答弁させていただきました。

これら代表質問及び質問が終了した後、平成21年度一般会計予算ほか5特別会計予算についての審議を行う20人の構成による予算特別委員会が設置されまして、当委員会に付託

されました。

翌日の3月5日には教育民生常任委員会が開催され、先ほど御報告いたしました議案第11号平成20年度一般会計補正予算(第5号)について議案審議がなされ、全会一致をもって可決されたほか、継続審査となっておりました平成18年陳情第25号、平成19年陳情第22号、陳情第23号、平成20年陳情第20号、陳情第21号、いずれも逗子市私学助成制度拡充を求める陳情と、国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択を求める陳情については、さらなる慎重審査を求めるための継続審査とする動議が提出され、賛成多数により継続審査とされました。

3月6日から9日までは予算特別委員会分科会が開催され、質疑が行われました。さらに3月11日に予算特別委員会総括質疑が行われ、この総括質疑の後、表決に入り、議案第17号平成21年度一般会計予算については修正案2件が提出され、表決の結果、修正案2件はいずれも賛成少数により否決、さらに原案についても賛成少数により否決されました。また、5特別会計予算については全会一致または賛成多数をもって可決され、予算特別委員会は閉会となりました。

その後、3月18日に本会議が開催され、教育民生常任委員会に付託されました議案第11号平成20年度一般会計補正予算(第5号)については全会一致により可決された後、議案第17号平成21年度一般会計予算ほか5特別会計予算の採決に入るところで、平成21年度一般会計予算について君島議員外2名から、投票人名簿システム構築経費を計上しました選挙管理委員会事務局費455万円の減額と、第一運動公園整備事業2,272万9,000円を減額する修正案、また森議員外1名から、投票人名簿システム構築経費を計上した選挙管理委員会事務局費455万円を減額する修正案がそれぞれ提出されまして、君島議員外2名から提出されました修正案については、採決の結果、可否同数となり、議長裁決により同修正案は可決されました。また、森議員外1名から提出されました修正案については、一事不再議の原則により採決はされませんでした。次に、修正部分を除く原案について採決がなされ、全会一致により可決され、平成21年度一般会計予算は修正可決となりました。また、5特別会計予算については、全会一致または賛成多数をもって可決されたほか、陳情の審査結果の報告がなされ、平成21年逗子市議会第1回定例会は閉会となりました。

以上で市議会第1回定例会の概要報告を終わらせていただきます。

村松委員長

はい、ありがとうございました。ただいま教育長から20年度の総括、教育部長から定例

会の予算等についてお話がございましたが、この件につきまして御質疑あるいは御意見がありましたら、どうぞ。

竹村委員

1点質問をさせていただきます。新指導要領の先行実施について説明がありましたけれども、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、先行実施分の補助教材について、補助教材は検定を受けない教材ということだと思えるんですけれども、その教材はどのようなふうな決定をされるのでしょうか。やっぱり現在使用している教科書に準じた形ということで理解してよろしいのでしょうか。

村上教育長

学習指導要領改定の新指導要領に伴う補助教材の使用につきましては、教科書に準ずるものということですので、使用についての通知が国及び県からまもなくくると思います。つきまして、例えば英語の場合、本市は来年度どうなるかを、先行実施するけれども、実施の仕方をどのようにするかということを決めなければいけません。そして、各市ともそれは違うと思います。ですから、その補助教材の扱いですが、指導のねらい等、大筋な通知がくると思います。その通知を待って、私どもも検討に当たりたいというふうな考えております。

村松委員長

よろしゅうございますか。補助教材。

竹村委員

補助教材には新しい方向、新指導要領の新しい方向性が示されているというふうに聞いたんですけれども、例えば単純にふえるというだけではなくて、児童・生徒に考えさせるというようなことがそこに示されているというふうに聞いたんですけれども、こういう趣旨を十分に理解して、教科の指導に当たっていただくように、特に若い先生にそのことがスムーズに行えるようお願いしたいと思います。

村松委員長

よろしいですか。わかりますか。

村上教育長

学習指導要領のねらいそのものが、教育課程に対しての基礎・基本と活用能力の伸長ということがねらいそのものにありますので、そのもとに検定作業が続いていくわけです。それに検定基準がこのたび大幅に変わります。つきましては、発展的な内容もそうですけれども、分量もかなり変わってくるということも踏まえて、今回の教材の作成がなされるというふう

に私どもは考えております。つきましては、若い先生ももちろんそうですけれども、ベテランの先生も含めて、今回の指導要領のそのものの理解度、それに伴う、それに沿った指導というものを、情報提供等して参ります。そういうふうに考えております。

村松委員長

よろしゅうございますか。

五十嵐委員

それについて、それでは補助教材の取り扱い方とかについては、もともとある教科書等とかは、教員の皆さんにはお知らせいただいているという、そういうマニュアルみたいなものも同時に出されているのですか。

村上教育長

補助教材については、補助教材ができて届いているものはございません。ですから、通知とともに、その後、各社の動きが活発になるのかなというふうに理解しております。

村松委員長

わかりましたか。よろしいですか。教科書が新しくなるに当たって、新しい学校の学習指導要領というのが改定されたわけで、特に逗子の場合、先ほど教育長の話にありますように、かなり新人の先生方がたくさんふえてくる。そういう方も含めて、やはりしっかりとした補助教材を含めて学習指導要領に沿った、特に考える力といったものを重点的に先生方が理解いただいて、指導をしてもらいたいということだと思っておりますけれども、よろしゅうございますね。

では、今後ともその点についてはよろしく願います。それ以外に何かございますか。

五十嵐委員

21年の第1回の答弁書を資料としていただいていると思うんですが、松本議員への答弁の中の1ページ目、現状のところ、回答の要旨。あくまで参考資料としていただいていると思いますので、正式なものではないかとは思いますが、現状のところ、困り感を持った児童・生徒や保護者への適切な支援ということで、困り感を持ったということは、どういう意味なのかなと思うんですが、お聞きしてもよろしいですか。

村松委員長

今の質問。お答えを。

村上教育長

私が答えましたので、私のほうからお答えさせていただきます。困り感、端的に言います

とですね、自分の力ではなかなか解決しにくい、という言葉で表現できると思います。例えばですね、障害を持つ、それから外国籍、母国語を日本語としない、勉強になかなかついていけない。それから家庭的な不安というものが、学習の履修に非常に影を投げかけている。また精神的な不安を抱えたり、不登校の状態にある、これらが子供みずからなかなか自分で解決するには難しい、そういう状態であることを困り感があると、そういう言葉でくくらせていただきました。

村松委員長

わかりましたか。

五十嵐委員

大変思いやりを持った教育長の対応かと思えますけれども、ニュアンス的にネガティブな感じを持ってしまうようなこともあるので、御配慮いただければなと思えます。

村松委員長

その他何かございますか。

山西委員

先ほど教育長のほうから大きく4点ぐらい、20年度の事業展開ということとして御報告いただいたんですが、4つ目が若干そことも重なるかもしれませんが、学校教育以外といいですか、特に社会教育、広い意味での生涯学習とつながってくると思うんですが、何かそういった動きの中で、先ほど重層化という立場、視点でもお話があった部分、まさしく子供を軸にしながら学校から地域に広がっていくと、今度はやっぱりそれを取り巻く大人たちが、どういう学びをそこで作り出していくか、それがまた逆に学校にどう派生していくかというところを見たときに、やはり逗子における社会教育、成人を対象とした社会教育の20年度のこういう動きというところについて、もし御報告いただけることがあるならば、お教えいただけたらと思えます。

村上教育長

1つ言えることは、来年度、公教育のほうで学校経営と地域フォーラムというものの立ち上げを準備しております。この目的そのものが、文部省の生涯学習局のほうから出たものがありますけれども、そのねらいの中というのは、3本の柱があります。多忙化する学校の先生方の支援のためにというものが1つと、それから地域での学びというものを、さらに地域の教育力として深めるということと、そういう学びを公民館とかさまざまな学びの成果をそのものをさらに生かしていくという、学校に生かしていく、それから社会に生かしていく、

こういう3本の目的があります。子どもはとりあえず学校教育に、学校がみずからの地区に、広くこれまでも地域教育力のこれまでやってきた実績を生かしながら、地域の方向を見ながらいくように、それは学校だけの発展、地域連携だけの広がりじゃなくて、それはいずれ地域と地域の広がり、あるいは市としての一体感広がり結びついていくんじゃないかなと、そういうふうを考えております。そのことによって、学校を核としながらも、さまざまな市民連携、保護者連携、学校のなすべきことの本来的な充実、そういうことで考えております。

村松委員長

よろしゅうございますか。

山西委員

今後、特に21年以降、地域本部という形で、学校をどう支援していくかという、空間的な意味で、それぞれどういうふうな動きをつくっていくかということと、逗子を見ますと環境であったり福祉であったり、いろんなテーマがあって、いろんな動きが、特にそれが広い意味での社会教育的な文脈の中であるなというのは、よく見えてくると思うんですね。それを両者をどう絡めるかというときに、やはり社会教育は社会教育としての戦略的にそのテーマをどういうふうにネットワークで使いながら、そしてよそへの地域、空間的な意味での部分とそのテーマを、まさしく交錯させていくと、逗子のいい教育のダイナミズムが生まれるという感覚が私、結構あるものですから、ぜひともそういう意味での政策的な部分を教育委員会の中で今後どうつくり出していくのかということは、ぜひとも議論していきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

村松委員長

単なる学校支援地域本部ができたわけですが、きちっとした哲学をもってですね、考え方をしっかり持ってやっていく。それを教育委員会で議論しろという御意見だと思います。よろしくお願ひします。

それ以外に何かございますでしょうか。

それでは、御質疑、御意見がないようですので、教育長報告並びに教育部長報告を終わりにしたいと思います。

日程第4「報告第5号教育委員会職員の人事について」

村松委員長

日程第4「報告第5号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。事務局より

報告をお願いいたします。

館教育総務課長

報告第5号教育委員会職員の人事について御報告いたします。

教育委員会職員の人事について、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認をお願いするものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

村松委員長

ありがとうございました。人事異動の新旧対照表をごらんください。何か本件について御質疑、御意見はありますでしょうか。

よろしゅうございますか。御質疑、御意見がないようですので、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

日程第5「議案第4号事務の委任及び補助執行について」

日程第6「議案第5号逗子市教育委員会事務分掌規則の全部改正について」

日程第7「議案第6号逗子市教育委員会公印規則の一部改正について」

日程第8「議案第7号逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について」

日程第9「議案第8号逗子市公民館条例施行規則の一部改正について」

日程第10「議案第9号逗子市文化財保護条例施行規則の一部改正について」

日程第11「議案第10号逗子市青少年指導員設置規則等を廃止する規則について」

日程第12「議案第11号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」

日程第13「議案第12号逗子市ふれあいスクールパートナーの職務等に関する規程及びホールコーディネーターの職務等に関する規程を廃止する規程について」

村松委員長

それでは、日程第5から日程第13まで9議案でございます。この件につきまして、日程第5「議案第4号事務の委任及び補助執行について」、日程第6「議案第5号逗子市教育委員会事務分掌規則の全部改正について」、日程第7「議案第6号逗子市教育委員会公印規則の

一部改正について」、日程第 8「議案第 7 号 逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について」、日程第 9「議案第 8 号 逗子市公民館条例施行規則の一部改正について」、日程第 10「議案第 9 号 逗子市文化財保護条例施行規則の一部改正について」、日程第 11「議案第 10 号 逗子市青少年指導員設置規則等を廃止する規則について」、日程第 12「議案第 11 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、日程第 13「議案第 12 号 逗子市ふれあいスクールパートナーの職務等に関する規程及びホールコーディネーターの職務等に関する規程を廃止する規程について」以上、先ほど申し上げました 9 件でございますが、機構改革の関連がありますので、一括議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

館教育総務課長

議案第 4 号事務の委任及び補助執行について、議案第 5 号 逗子市教育委員会事務分掌規則の全部改正について、議案第 6 号 逗子市教育委員会公印規則の一部改正について、議案第 7 号 逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について、議案第 8 号 逗子市公民館条例施行規則の一部改正について、議案第 9 号 逗子市文化財保護条例施行規則の一部改正について、議案第 10 号 逗子市青少年指導員設置規則等を廃止する規則について、議案第 11 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、議案第 12 号 逗子市ふれあいスクールパートナーの職務等に関する規程及びホールコーディネーターの職務等に関する規程を廃止する規程について、以上 9 件、一括説明いたします。

本議案 9 件は、11 月の教育委員会定例会で御審議いただき、了承されました機構改革の実施に伴い、所要の改正等を行うものです。

初めに、議案第 4 号事務の委任及び補助執行について御説明いたします。これまで教育委員会に委任されておりました市長の権限に属する事務の生涯学習の推進に関する事務、青少年の育成及び社会活動の支援に関する事務、青少年問題協議会に関する事務、逗子市青少年会館の運営管理に関する事務、市立幼稚園就園奨励費に関する事務、有料の公園施設の運営管理に関する事務、文化・教育施設整備事業に関する事務、文化プラザホールの運営管理に関する事務、市民交流センターの運営管理に関する事務が機構改革に伴い市長部局に戻り、4 月 1 日からは協議書に記載してあります 4 つの事務が引き続き委任されるものです。また、教育委員会の権限に属する事務の補助執行につきましては、別紙第 2 条関係の表に記載がありますように、1、文化・芸術に関することから（13）市立体育館に関することを市民協働部に属する職員へ、青少年教育に関すること、青少年関係機関及び団体との連絡調整に関

することを福祉部に属する職員へ補助執行させるもので、地方自治法第180条の2及び180条の7の規定に基づき協議を行うものでございます。この協議が調いますと、現在ある逗子市教育委員会に委任する事務に関する規則は市長部局のほうで廃止する予定でございます。

議案第5号逗子市教育委員会事務分掌規則の全部改正については、先ほども御説明したように、機構改革の実施に伴い、教育委員会の事務分掌規則の全部を改正するもので、今回の機構改革の結果、教育委員会は現行の12課7係から5課6系の体制となります。主な改正といたしましては、生涯学習課を社会教育課と名称変更し、小坪・沼間両公民館が社会教育課のそれぞれ一つの係となります。

次の、議案第6号逗子市教育委員会公印規則の一部改正については、議案第6号資料、改正前の別表1をごらんください。今回の機構改革により形式3の逗子市教育委員会印、青少年会館専用、及び形式5の教育委員会印、逗子文化プラザホール専用と、形式6の逗子市教育委員会印、交流センター専用印の公印を削除し、形式12と13の小坪・沼間両公民館長印を市立体育館と同様に逗子市教育委員会の印に改めるとともに、別表が分かれて表示しておりましたのを1表にまとめて表示するものでございます。

次に、議案第7号逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について及び議案第8号逗子市公民館条例施行規則の一部改正については、議案第5号で御説明したように、機構改革に伴い所要の改正を行うもので、改正につきましては議案資料新旧対照表の記載のとおりとなっております。

議案第9号逗子市文化財保護条例施行規則の一部改正については、第1号様式中「企画部」と表記されておりますが、今回の機構改革で企画部が経営企画部と名称変更になることに伴い、議案第9号資料のとおり企画部長及び企画部次長と財政課長を削除するものでございます。

議案第10号逗子市青少年指導員設置規則等を廃止する規則については、議案第4号で説明した教育委員会に委任されておりました市長の権限に属する事務が、機構改革に伴い市長部局に戻ったため、1の逗子市青少年指導員設置規則から5の逗子文化プラザ・市民交流センター条例施行規則までを廃止するものでございます。

議案第11号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正については、これまでの議案と同様に、機構改革に伴い、逗子市教育委員会事務決裁規程の改正を行うもので、改正の主なものは部長、次長、及び主管の長の専決事項及び決裁区分を別表2に改めるものです。

議案第12号逗子市ふれあいスクールパートナーの職務等に関する規程及びホールコーディネーターの職務等に関する規程を廃止する規程については、ふれあいスクールパートナーは議案第10号と同様に規程の廃止をするもので、ホールコーディネーターにつきましては職の廃止により規程を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

村松委員長

はい、ありがとうございました。9議案ございますけれど、事前に資料を皆様にお配りしてございます。これについて何か御質疑あるいは御意見ございましたら。

よろしゅうございますか。いずれにしましても機構改革に伴う規則の改正及び廃止でございます。特に中身が大きく変わるというわけではありません。よろしゅうございますか。ただ、これはいずれにしても議案第4号から13号まで、それぞれ可決というか否決ということになります。したがって、1議題ずつ表決は行っていきたいというふうに思います。

まず、議案第4号につきまして、議案第4号は事務の委任及び補助執行についてでございます。これにつきまして可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは可決することにいたします。

次に、議案第5号。第5号につきましては、逗子市教育委員会事務分掌規則の全面改正についてでございます。これにつきまして可決することよろしゅうございますでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございました。御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

次に、議案第6号についてでございます。逗子市教育委員会公印規則の一部改正についてでございますが、これにつきましては可決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

議案第7号逗子市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正についてでございます。これは可決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたしま

す。

議案第8号、第8号につきましては、逗子市公民館条例施行規則の一部改正についてでございます。これにつきまして可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

次に、議案第9号、第9号は、逗子市文化財保護条例施行規則の一部改正についてでございます。これにつきまして可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

続いて議案第10号、10号は、逗子市青少年指導員設置規則等を廃止する規則についてでございます。これにつきましては可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

続いて、議案第11号です。逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。これにつきまして可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

続きまして、最後になります。議案第12号逗子市ふれあいスクールパートナーの職務等に関する規程及びホールコーディネーターの職務等に関する規程を廃止することについてでございます。これにつきましては、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは、可決することに決定いたします。以上9議案につきまして可決ということで決定いたしました。ありがとうございます。

日程第14「議案第13号逗子市郷土資料館規則の一部改正について」

村松委員長

それでは、日程第14「議案第13号逗子市郷土資料館規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

竹内生涯学習課主幹

それでは、議案第13号逗子市郷土資料館規則の一部改正について御説明申し上げます。平成21年逗子市議会第1回定例会におきまして、逗子市都市公園条例等の一部を改正する条例が可決され、本年4月1日から条例公園である蘆花記念公園の一部が都市計画公園に組み込まれ、そのエリア内にある逗子市郷土資料館も都市計画公園条例中に位置づけられることとなったため、逗子市郷土資料館規則の一部改正が必要となったものでございます。

それでは、次のページから新旧対照表になっておりますので、それを御参照いただきたいと思っております。まず、旧の改正前の第4条の開館時間及び第5条の休館日の条例を全文削りまして、新の改正後では第6条を第4条に、第7条を第5条に繰り上げたものでございます。なお、削りました開館時間及び休館日につきましては、既に可決されております逗子市都市公園条例中の別表第2中で規定しております。第1ページ目の本文の附則にありますとおり、この規則は本年4月1日施行させていただく考えでおります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

村松委員長

はい、ありがとうございました。ただいま説明いただきましたけれど、何か御質問あるいは御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

五十嵐委員

これも機構改革に絡んだことなんでしょうか。

竹内生涯学習課主幹

機構改革とは関係ございません。

村松委員長

先ほどの9件は機構改革です。これは別個の案件ですね、よろしゅうございますか。

それでは、御質疑、御意見がないようですので、本件について可決することによろしゅうございますでしょうか。

(全員異議なし)

ありがとうございます。御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

日程第15「議案第14号逗子市スポーツ振興審議会委員の任命について」

村松委員長

日程第15「議案第14号逗子市スポーツ振興審議会委員の任命について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

岩崎体育課長

それでは、議案第14号逗子市スポーツ振興審議会委員の任命について御説明いたします。

平成21年3月31日をもって逗子市スポーツ振興審議会委員の任期が切れることから、逗子市スポーツ振興審議会委員の任命について、別紙名簿のとおり決定したいので、同意を得たく提案するものです。なお、逗子市長に対し意見の申し出を行い、異議ない旨の回答は得ております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

村松委員長

はい、ありがとうございました。皆さんのお手元にありますように、新任が3名、再任が2名ということになっております。何かこれにつきまして御意見あるいは御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。それでは、御質疑、御意見がないようですので、本件について可決するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

はい、ありがとうございます。可決することに決定いたします。

日程第16「議案第15号逗子市図書館コーディネーターの職務等に関する規程の制定について」

村松委員長

日程第16「議案第15号逗子市図書館コーディネーターの職務等に関する規程の制定について」を議題といたします。事務局より御説明をお願いいたします。

草柳図書館長

それでは、議案第15号逗子市図書館コーディネーターの職務等に関する規程の制定につきまして御説明申し上げます。

提案の理由としましては、逗子市立図書館の奉仕機能向上のため、専門知識を有する図書館コーディネーターを設置するため、必要な事項を定めるものでございます。

それでは、規定の第1条をごらんください。ただいま申し上げました提案理由を趣旨とし

て規定したものです。

2条につきましては、任命及び職務を規定したものです。教育委員会が任命し、図書館のビジョン、サービスの見直し、蔵書構成の見直し、レファレンス機能の強化が職務です。

第3条は任用期間を規定したものです。1年を超えない範囲で任用され、1年ごとに更新し、5年を超えない期間です。

第4条は服務についてです。職務専念の義務、守秘義務等を規定しております。

第5条は、解職についての規定です。解職は職務上の義務違反、非行、身体的に職務に支障等がある場合です。

第6条は委任について規定したものです。

附則につきまして、施行期日を規定したものです。平成21年4月1日から施行です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

村松委員長

はい、ありがとうございます。この件につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

竹村委員

ちょっとお伺いしたいんですが、このコーディネーターさんは、今までだったらどなたが
でしょう。本来、どなたがおやりになっていたのがこれに当たるんでしょうか。

草柳図書館長

職員全員の合議で事務を進めておりました。

村松委員長

合議でやっておられた。よろしゅうございますか。

竹村委員

ということは、ある程度、コーディネーターの方が、ある程度の権限を持って専任...その方が行うというふうに変っていくという考え方でよろしいでしょうか。

草柳図書館長

2条に規定しました職務をやっていただくということになります。

村松委員長

第2条にいろいろと長期ビジョンとかサービスの見直しとか、蔵書構成とかレファレンス機能の強化、この件ですね。

草柳図書館長

はい。

村松委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

たしか前々回だか、図書館長とコーディネーターの方の図が、構図いただいたと思うんですが、館長との関係を教えていただいてもよろしいですか。

草柳図書館長

館長との関係は、教育委員会が任命しまして、館長のもとで図書館の長期ビジョンに関することをやっていただくと。ビジョンの確保ですね。館長に対してはアドバイザー的な立場で助言をいただくということになります。

村松委員長

よろしいですか。館長の補助業務をするということですね。

草柳図書館長

そうです。

村松委員長

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

山西委員

まさしくこれ、職務上を見ますと、これちょっと注意しなきゃいけないと思うんですが、全国各地でいろんなコーディネーターが設置されていき、今の御説明にあったように本来職員スタッフが合議制で全員で担っていた、コーディネーターではなくてコーディネーション機能が本来やっていた。ところが、個別にこのコーディネーション機能がなかなかうまくつながっていかないから、専門職としてのコーディネーターを置き、それをどうつないでいくかというところで設置されていくわけですが、時にはコーディネーターを置くことによって自分たちが今までやっていたコーディネーション機能をその人が専門職だからやってくれるだろう。そうすると、自分たちがやっていた職種、これは現場全部忙しいですから、そのコーディネーターに投げてしまって、結局全体で逆に機能しなくなって、その専門職のポジションだけが必死になってやらなきゃいけない。という状況が全国各地に時々見えてくるんですよ。だから、これは注意しないといけないので、やっぱりコーディネーションという機能をうまく生かしながら、コーディネーターがそれをどうつないでいけるかという、そこがコーディネーターの力量というんですか、ところだろうと思っておりますので、それだけはく

れぐれも、中期ビジョンなんて、もうこれはコーディネーターがやるものだななどという形になってしまうと、大変なことになってしまいますから、そこはそれぞれコーディネーターを設置する行政サイドもそうですし、当然その方にもくれぐれもそこはお願いしたいところだろうと思います。

村松委員長

よろしくお願いします。コーディネーターブームで、何でもコーディネーターをつけたりするんですが、実はコーディネーターというのはなかなかわかりにくいという面もあるんですね。コーディネーターって、ある意味じゃ今、先生が言われたコネクションをうまくつくりながら、いい点をどんどん引き出していくのがコーディネーターの役割である。したがって、むしろ役職というよりも、コーディネーションをうまくコーディネートしていく、そういうのがコーディネーターの本来は役割ということですから、この辺、いろいろ行政、コーディネーターを教育相談とかいろいろつくられますけれども、それぞれ恐らく中身は違うと思いますから、きちっと吟味してやっていただくということが必要じゃないかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

そのほか御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、今の制定についてについて、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、可決することに決定いたします。

日程第17「請願第1号教科書採択についての請願」

村松委員長

日程第17「請願第1号教科書採択についての請願」がきております。これを議題といたします。

この請願を審査するに当たり、事務局で参考意見があればお願いいたします。

服部学校教育課主幹

22年度使用教科用図書の採択につきましては、現段階では県より具体的な指示はおりてきておりません。昨年と同様、逗子市立小・中学校使用教科用図書の採択方針のもとに、教科用図書の採択についての公正確保に努めてまいりたいと考えております。

村松委員長

はい、ありがとうございます。何かこの本件について御質問、御意見ありますでしょうか。

請願事項については、教科書採択に当たっては教育委員会の権限と責任において採択をしていただきたいということが1つと、それから2つ目は、教科書採択に当たっては教育基本法及び学習指導要領改正の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択していただきたい。この2点でございます。これにつきまして、はい、どうぞ。

村上教育長

請願事項の2項につきましては、私どもがこれまで公正確保ということで努めてきた、そういう趣旨と同じくするものだと思います。ただし、請願の2項以降の請願の理由につきまして、私どもは採択当事者であるという前提に立つならば、請願者はこの教科については調査活動を簡単に採択、この教科については、詳細に行うという軽重をつけるような方法はいかがかということを示唆しております。これは私どもがこういうにとられるという必要、採択権者としてとられる必要もなく、公正にこれまでやってきているわけですから、2項以降の請願事項そのものについて請願を受けることは、認められないと思います。

村松委員長

はい、ありがとうございます。請願理由もあわせてきておりますが、その理由というのはいろいろあるということでございます。大事なのは、この請願事項の今の2点、これをきちっとやっているかどうかということだと思います。それについては、今、教育長はきちっとしておるから、この事項についてはいいということでございますから、それ以外に意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

山西委員

先ほど服部主幹のほうからも、方針については当然従来の方針をきちっと守ってということとところで御説明をいただきましたが、今後21年度においてどういったシステムで対策し、そこにおけるプロセスをどうつくっていくか、これは当然年度年度に応じていろんなシステムづくりが可能だろうと思っておりますので、それはぜひとも従来のものも当然きちっと確認しつつも、もし改善すべきところがあるならば、ぜひともそれもしっかり議論した上で、今後のシステムとプロセスづくりというところで、当然私たちがしっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

村松委員長

はい、ありがとうございます。それ以外にございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

五十嵐委員

請願の要旨については、まず私たちがきちんとしなければいけないものだなと思って、襟を正すつもりでお聞きして、いいんじゃないかなというふうに私は思いますけれども。

村松委員長

はい、わかりました。それでは、その他、御意見、御質問ございますでしょうか。

教科書採択についての請願がきておりますが、請願事項の2点については、問題はないということについて採決...採択してよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

よろしゅうございますか。それでは、御異議がないようですので、採択することに決定いたします。

日程第18「その他」

村松委員長

日程第18「その他」を議題といたします。

何か議事ございますか。はい、どうぞ。

草柳図書館長

図書館の特別整理期間の休館日について御報告申し上げます。特別整理期間の休館日につきましては、逗子市立図書館条例施行規則第3条第1項第4号で4月中と規定されております。同条第2項では、必要があれば休館日を臨時に変更することができるかと規定されております。そこで、来年度につきましては、図書館オンラインシステム機器等賃貸借契約が1月31日に切れます。電算機器入れかえ作業による休館をしなければなりません。そのため、4月の特別整理期間の休館日をその時期に変更することとしましたので、御報告申し上げます。

村松委員長

はい、ありがとうございます。何か今の御報告について、どうぞ。

五十嵐委員

電算機器の入れ替えだけでなく、本の整理などもあるかと思うんですが、職員の方に負担はかからないのですか。

草柳図書館長

日にちが、電算機器の入れかえに4～5日かかるということで、さらに3日、4日の特別整理期間を設けたいと今、考えております。

村松委員長

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

柏村教育部長

教育委員会職員の退職について御報告をさせていただきます。このたび長きにわたり市政に貢献をされました7名の職員の方々が定年により本年度末をもって退職されることとなりました。これまでの御尽力に敬意を表しまして、3名の幹部職員につきまして、改めてここに御紹介させていただきます。大久保沼間公民館長、草柳図書館長、なお本日は通院のため欠席しておりますが、小俣小坪公民館長も退職となりました。

それでは、退職される職員を代表しまして、大久保館長からごあいさつ申し上げます。

大久保沼間公民館長

僭越ながら、私、沼間公民館長が草柳図書館長、小俣小坪公民館長の退職者を代表いたしまして、退職のあいさつをさせていただきます。

教育委員長様初め各委員様には在職中、大変お世話になりました。心からお礼を申し上げます。退職後は第二の人生を始めることになるわけですが、また皆様のお世話になることと存じますが、今まで以上の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。終わりに、皆様の御健勝と逗子市の発展を心よりお祈り申し上げて、簡単ですが、退職のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

村松委員長

それでは、私のほうからお礼とごあいさつをさせていただきます。本当に長きにわたってお3名の方、ありがとうございます。60というのも大変若いわけで、まだまだこれから先、いろんな仕事につかれながら、恐らくやっていかれるというふうに思います。いずれにしましても、健康に留意されて、逗子市のまたいろんな発展のために、ぜひお力添えを賜ればと思っております。どうも長い間、ありがとうございました。

それでは、ほかには何か議題ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、以上でその他についてを終わります。

次は、次回の定例会については、4月20日、午前10時からを予定しております。決定については改めて委員に御通知いたします。

これをもちまして教育委員会3月定例会を終了いたします。ありがとうございました。